

令和6年度以降入学生用（編入学生は含まない）
看護学部履修細則

令和6年4月1日 細則第16号

改正 令和7年4月1日

第1章 目的

（目的）

第1条 看護学部授業科目の履修方法その他学生の学修に関しては、静岡県立大学学則及び本細則に定めるものとする。

第2章 授業科目及び履修方法

（開設授業科目）

第2条 開設する授業科目及び単位数は、学則第42条第1項に定めるとおりとする。

（授業科目の履修方法・登録）

第3条 学生は、授業開始後2週間以内にその学期において履修しようとする授業科目をWeb学生サービス支援システムにより履修登録しなければならない。

（同一時間重複履修の禁止）

第4条 同一時間に開講される授業科目は、重複して履修することができない。重複して登録した場合は、いずれの科目も無効となる。

（既修得授業科目の再履修）

第5条 既に単位を取得した授業科目は、履修することができない。

（配当年次）

第6条 各授業科目の配当年次は、本細則別表1に掲げる。

（基礎分野Ⅰの履修単位）

第7条 基礎分野Ⅰの修得必要単位数は、次のとおりとする。

必要単位数：10単位以上

基礎分野Ⅱの「運動」、「研修」、「教育」の科目を含めて10単位以上とする。

2 「しずおか学」科目群については、卒業までに2単位以上修得する。

3 必修科目「数理・データサイエンス・AI入門」は必ず修得する。

（基礎分野Ⅱの履修単位）

第8条 基礎分野Ⅱの修得必要単位数は、次のとおりとする。

必修科目：7単位以上

ただし、「運動」、「研修」、「教育」の科目は基礎分野Ⅰと合わせて10単位以上とし、基礎分野Ⅱの修得必要単位数には含めないものとする。

（専門基礎分野の履修単位）

第9条 専門基礎分野の修得必要単位数は、次のとおりとする。

必修科目：28 単位

選択科目：4 単位

(専門分野の履修単位)

第10条 専門分野の修得必要単位数は、次のとおりとする。

必修科目：77 単位

(単位の修得)

第11条 授業科目の単位の修得は、担当教員の認定による。

2 単位を修得するためには、その授業科目を履修し、かつ試験に合格しなければならない。

(他学部授業科目の履修方法)

第12条 他学部の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の許可を受けなければならない。

2 前項の履修の可否については、教授会審議を経て決定する。

3 前項に基づいて履修した者には、当該授業科目担当教員の評価に基づき単位の認定を行うが、卒業必要単位数には算入しない。

4 第1項の許可を受けようとするときは、所定の許可願に当該授業担当教員の捺印又は署名を得たものを、当該授業開始後2週間以内に学生室に提出するものとする。

第3章 試験及び成績の評価

(試験)

第13条 定期試験は、原則として授業終了後の試験期間に行う。ただし、授業科目によっては随時行うことがある。

(受験資格)

第14条 開講回数のうち2／3以上の出席により、受験資格を認める。ただし、授業担当教員の裁量により、一度の欠席で受験資格が認められない科目もある。

2 授業の出欠は、以下のとおりとする。

(1) 授業開始後30分以内の入室は遅刻とし、授業開始後60分以降の退室は早退として扱う。

(2) 授業開始後30分超の入室又は授業開始後60分未満の退室は、欠席として扱う。

(3) 遅刻又は早退3回をもって欠席1回とみなす。

(成績の評価)

第15条 成績の評価は、試験の結果と平常の学習状況とを総合して授業科目担当教員がこれを行い、秀、優、良、可、不可の5区分とし、可以上を合格として所定の単位を与える。

2 履修を申告し、単位を修得しなかった授業科目は不可と判断する。

(単位認定報告書の提出)

第 16 条 担当教員は、試験終了後 2 週間以内に成績の評価を Web 学生サービス支援システムにより行う。

(追試験)

第 17 条 次の理由で試験を欠席した者については、追試験を行うことができる。

- (1) 病気 (ただし、医師の診断書を要する)
- (2) 忌引 (1・2 親等に関し、死亡の日より 1 週間以内)
- (3) 就職に関する事由 (ただし、具体的に事情の具申あるもの)
- (4) その他やむを得ない事由 (ただし、具体的に事情の具申あるもの)

2 前項の事由により追試験を希望する者は、定期試験の当該科目試験終了の日から 1 週間以内に、所定の様式およびその事由を証明する書類を学生室に提出しなければならない。

(再試験)

第 18 条 成績不良のため単位の修得ができなかった者に対しては、原則として再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により授業担当教員が再試験の必要を認める場合には、これを行うことができる。

(不正行為)

第 19 条 学修の過程 (講義への出席、レポート作成、試験など) において不正行為を行った者には、当該科目を含むその学期 (通年の科目においては年度) の全部又は一部の科目の履修単位を無効とする。

2 前項の決定は、教授会の議を経て行う。

3 第 1 項の不正行為が悪質である場合、学則第 57 条第 1 項に定める懲戒の対象とする。

(再履修)

第 20 条 前期又は前年度において単位を修得できなかった授業科目については、後期又は後年度において再び履修して単位の修得を図ることができる。

第 4 章 進級・卒業要件

(3 年次進級要件)

第 21 条 3 年次に進級するためには、2 年以上在学し、下表のとおり基礎分野Ⅱ (必修科目) 7 単位、専門基礎分野 (必修科目) 28 単位、専門分野 40 単位、計 75 単位以上を修得しなければならない。

基礎分野Ⅱ (必修科目)	専門基礎分野 (必修科目)	専門分野	合計
7 単位	28 単位	40 単位	75 単位以上

2 進級・留年の決定は、教授会の議を経て行う。

(卒業要件)

第 22 条 卒業するためには、4 年以上在学し、下表のとおり基礎分野Ⅰ 10 単位以上（基礎分野Ⅱ「運動」「研修」「教育」の科目を含む。）、基礎分野Ⅱ 7 単位以上、専門基礎分野 32 単位以上（必修科目 28 単位を含む。）、専門分野 77 単位以上の合計 126 単位以上を修得しなければならない。

基礎分野Ⅰ	基礎分野Ⅱ	専門基礎分野	専門分野	合計
10 単位以上（基礎分野Ⅱ「運動」「研修」「教育」の科目を含む。）	7 単位以上	32 単位以上 （必修科目 28 単位を含む。）	77 単位以上	126 単位以上

2 4 年次において卒業要件を満たさなかった者が、年度途中でその要件を満たした場合は、卒業できることがある。

3 卒業・留年の決定は、教授会の議を経て行う。

第 5 章 入学前の既修得単位の認定

（入学前の既修得単位の認定）

第 23 条 学則第 40 条に規定する既修得単位の認定を受けようとする者は、前期授業開始後 2 週間以内に、その認定を受けようとする授業科目を所定の様式により申告しなければならない。

2 既修得単位の認定の対象となる授業科目のうち、大学（短期大学又は高等専門学校）の専攻科を含む）を卒業した学生は、編入学等の場合を除き、合わせて 30 単位を上限として認定する。その内、基礎分野Ⅰに該当する授業科目については、合計 10 単位を上限として認定する。

3 基礎分野Ⅰに該当する既修得単位の認定の対象となる授業科目及び単位数は、学部長が審査する。

4 基礎分野Ⅱ、専門基礎分野、専門分野に該当する科目については、担当教員が審査する。

5 第 1 項から第 4 項までに定める手続の後に、教授会の承認を経て学長決裁により既修得単位を認める。

第 6 章 その他

（その他）

第 24 条 この細則に定めのない事項又はこの細則により難い特別の事情があると認められる事項については、教授会の議によるものとする。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。